

ともに学び、

ともに育つ①

**障がいのある子どもと周りの子どもが、
互いを認め合い、共に生きるために…**



障がいのある子どもたちも、様々な思いを抱いています。

友達大好き。友達と一緒に勉強したい。

友達と同じことやってみたい。

うれしいこと、悲しいこと、好きなこと…

自分のことを伝えたい。

**表情・言葉・態度・視線・大きな声で…
と、その伝え方は様々です。**

**10年後、20年後、地域社会の中でかわりながら、
共に生きていく子どもたちを育むためには？**

大阪がこれまでに大切に培ってきた「ともに学び、ともに育つ」教育は、障がいのある子どもと周りの子どもたちが、集団の中で一人ひとりを尊重し、ちがいを認め合いながら、自尊感情を高め、互いを大切にする態度を育む取り組みであるとともに、地域社会の一員として人や社会とつながり、支え合いながら、生き生きと活躍できる共生社会の実現をめざすものであり、その形成の基礎となるものです。

『ともに学び、ともに育つ 支援教育のさらなる充実のために』（H25 大阪府教育委員会）

子どもは、生活環境も性格も、一人一人違います。障がいのある子どもを含めた子どもどうしが、互いを知り合うことから始めましょう。係活動・班活動・授業・行事等、集団の中で子どもが互いにかかわり合う場面はたくさんあります。かわり合う中で見えてくる課題を共に考えることを通して、違いを認め合い、一人一人を尊重し合う関係性を育みましょう。

1. 「ともに学び、ともに育つ」教育とは

- ◆ あなたは、同じ幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校・大学等で障がいのある仲間と一緒に勉強した経験はありますか。 → **B** 参照
- ◆ 昭和54（1979）年に養護学校（現在の支援学校）への就学が義務化になりました。それ以前、障がいのある子どもたちはどのような暮らしをしていたと思いますか。 → **B** 参照
- ◆ あなたがこれまでかかわった障がいのある子どもたちは、今、地域社会で、どのように暮らしていますか。社会とかわりながら生きていますか。 → **C** 参照

「ともに学び、ともに育つ」教育の歩み

	教育関係（国・府）	条約・法律等
S51（1976）		国連 国際障害者年(1981年) 決議採択 A
S54（1979）	養護学校就学義務化 B	
H 5（1993）	通級による指導開始	障害者基本法 改正（改題）
H 6（1994）		国連 サラマンカ宣言 採択 A
H11（1999）	教育改革プログラム「交流教育の推進」〔府〕	
H15（2003）	義務教育活性化推進方策〔府〕 「地域でともに学び、ともに育つ教育の充実」 B	
H17（2005）		発達障害者支援法 施行
H18（2006）	大阪府公立高等学校「知的障がい生徒自立支援コース」「共生推進教室」設置 B	国連 障害者権利条約 採択 障害者自立支援法 バリアフリー法
H19（2007）	特別支援教育 開始	障害者権利条約 署名
H21（2009）	大阪の教育力向上プラン 「障がいのある子どもの自立と社会参加」	
H23（2011）		障害者基本法 一部改正
H24（2012）		障害者虐待防止法 施行
H25（2013）	大阪府教育振興基本計画 B 「障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援」 学校教育法施行令一部改正 「就学先決定にあたっては、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が（略）合意形成を行うことを原則」	障害者差別解消法 成立
H26（2014）		障害者権利条約批准 発効
H27（2015）	大阪府障がい者差別解消ガイドライン	
H28（2016）	大阪府教育委員会 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規定（予定）	障害者差別解消法 施行

ポイント

A 世界の動き

国連は、昭和51（1976）年に国際障害者年（1981年）のテーマを「完全参加と平等」に決議した。その後、「特別ニーズ教育世界会議」において、通常の学校内にすべての子どもたちを受け入れるインクルージョンの原則や、全ての人のための学校の必要性を強調する「サラマンカ宣言」が採択された。この考え方は、障害者権利条約・障害者差別解消法の理念「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に尊重しあいながら…」にも、つながっている。

B 障がいのある子どもの就学

昭和54（1979）年以前は、障がいのある子どもや保護者の意思に関係なく、その保護者に「就学免除・猶予」が適用されていた。障がいのある子どもや保護者が入学を希望しても認められない場合も多くあり、自宅や障がい者入所施設で過ごしていた。

平成25(2013)年に「原則として障がいのある子どもは特別支援学校に就学する」という従来の就学先決定の仕組みが改められ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、地域の小・中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定することとなった。

平成18（2006）年、大阪府公立高等学校に、知的障がいのある子どもを対象とした「知的障がい生徒自立支援コース」「共生推進教室」が設置された。これは大阪府独自の制度である。

C 障がいのある子どもの卒業後の姿

大阪府内中学校支援学級卒業生の97.5%が高等学校支援学校、専修学校等に進んでいる。府立支援学校高等部卒業生の進路先は、児童福祉施設や障がい者支援施設が最も多く（65.8%）、大学等は1.8%、就職は23.4%である。（平成27年度版「大阪の支援教育」）

平成27年度の「障害者実雇用率（厚生労働省）」は、1.88～2.54%である。障がいのある人が働きにくい社会の現状があり、障がい者の社会参加と雇用促進は大きな課題となっている。

2. 障がいのある子どもの人権から考える ～ 障害者権利条約より ～

右の言葉は、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）がつくられる時に大事にされた考え方です。

Nothing about us, without us !
私たちぬきで、私たちのことを決めないで！

第4条 障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。）（中略）と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

- ◆障がいのある子どもの気持ちや思いや意見は、尊重されていますか。
- ◆周りの子どもたちは、障がいのある子どもの気持ちや思いを受けとめていますか。
- ◆障がいのある子どもの保護者は、学校や地域でどのような思いで過ごされているか把握していますか。
- ◆障がいのある子どもや保護者自身ではなく、その周りにいる人たちのペースで、物事が進んでいませんか。

障がいは社会がつくりだしている 障がいの「社会モデル」

障がいの「社会モデル」とは、障がいは障がい者ではなく、社会にある障壁がバリアとなり、**社会が障がいを作り出している**という考え方です。

障がいは、その人の属性の一つであり、障がい者を「保護の対象」ではなく「**権利の主体**」として捉えなければなりません。障がいのある人に努力を求めるのではなく、周りの環境や人の意識が変わることが求められているのです。

第24条 障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。（中略）個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。

- ◆教室の中に、障がいのある子どもと周りの子どもの間に「～してあげる」「～してもらおう」という関係性がつくられていませんか。
- ◆教職員の声掛けが、周りの子どもが「お世話しなければ」といったかかわり方につながっていませんか
- ◆行事や授業の場面で、障がいのある子どもがどうすれば参加できるかを、子どもたちと考えたり工夫したりしていますか。
- ◆周りの子どもは、係や役割決めの時などに障がいのある子どもの希望を聞いていますか。

第2条 「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であつて、（中略）全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

障がいのある子どもが、周りの子どもと同じように十分な教育を受ける上で困ることをなくしていくために、周りの人や、

学校等が**人的支援・設備や時間、場所等の変更や調整**を無理のない範囲で行うことが求められています。

それぞれの学校の「基礎的環境整備」の状況により、**障がい者一人一人に対する合理的配慮の内容は異なります**。学校と障がいのある子ども・保護者が、**互いに理解し合いながら丁寧に話し合う**ことが大事です。〔「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について～「ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざして～参照（H27 大阪府教育委員会）〕

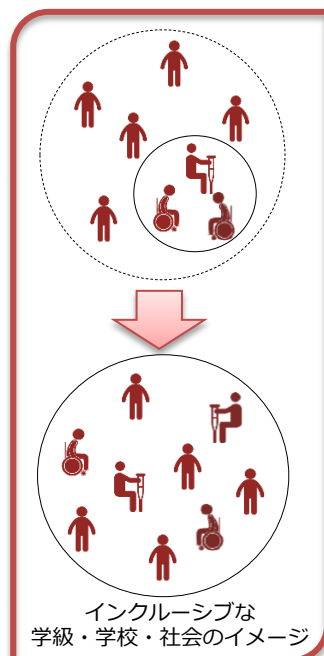
障がいのある人が、障がいのない人と同じように活動できるようにするために、変更や調整が必要
合理的配慮の提供

3. 「ともに学び、ともに育つ」学校づくりのために

障がいのある人が排除されることのない、共生社会（インクルーシブ社会）の実現に向けて、学校教育においてできることはたくさんあります。次のことを、学年初めや節目に学校・学年で確認しましょう。

学校として

- ◆障がいのある子どものことを知ることから始めましょう。
入学前の子どもの育ちや成長、保護者の願いを知りましょう。
- ◆10年後、20年後の子どもたちの姿をイメージし、学校教育の中で子どもに付けたい力を具体的に出し合いましょう。
将来他者とのかかわり合いながら生きていくための力とは何か考えましょう。進路の実現に向けて、関係機関との連携や制度の活用も必要です。
- ◆障がいのある子どもの状況を常にすべての教職員が共有し、校種間の連携を進めましょう。
入学前の学校園所に出かけて、障がいのある子どもと周りの子どもの姿を知りましょう。進路先の教職員とも子どもの話を出し合いましょう。
- ◆障がいのある子どもの保護者どうし、障がいのある子どもの保護者と周りの保護者のつながりを深めましょう。



学年・学級として

- ◆教職員が障がいのある子どもへのかかわりのモデルになりましょう。
障がいのある子どもが、周りの子どもと同じように活動するための工夫が必要です。障がいのある子どもの苦手なことやこうすれば落ち着くなどをよく知りましょう。これまで一緒に過ごしてきた周りの子どもたちの方が、教職員より知っている場合も多くあります。
- ◆子どもどうしがかかわり合える場面をたくさんつくりましょう。
授業、朝の会、掃除等、日常的にかかわる中で、互いを知り合うことができます。物事が進まない時、教職員がかかわりがちですが、子どもに任せて、じっと待つことも必要です。トラブルは、かかわり方を学ぶ大事な機会です。子どもたちは、気持ちを伝え合い、折り合いをつける方法を学びます。
- ◆困っていることに気付く力や、「手伝って」「困っている」と言える力を育みましょう。
すべての子どもにとって必要な力です。その伝え方は、子どもによって様々だということも、子どもたちと確認しましょう。共に過ごす場での、共通の経験の積み重ねが子どもの大きな力になります。
- ◆障がいのある子どもも、周りの子どもも、互いの存在を尊重し合える集団を育みましょう。
違いを認め合う、困ったことがあればみんなで解決方法を探る、そういう日常の営みの中から、身の回りにある理不尽なことや、社会にある障壁に気づき、変えていく力が育まれていきます。

Aがトイレ行きたいのに、

通られへんねん！

4歳児のAは歩行器を使って生活しています。Aがトイレに行こうとしたところ、積み木が部屋中に広がっており、子どもたちは遊びに夢中です。Aの様子に気付いた子どもが声をかけたり、自分の周りにある積み木を横に寄せ始めたりしました。

まだAは通れません。「積み木どけて！」「いや！」「A、トイレ行きたいのに通られへんねん！」その言葉に、遊んでいた子どもが積み木を動かし始め、Aが通るのをじっと見守っていました。Aに付き添う子どももいて、Aはやっと通ることができました。共に生活する中で、Aを自然に受け入れ、少し待ったり、ゆずったり、Aの思いに子ども自身が気づき、行動する姿が見られるようになっていきました。

幼稚園や高等学校で

どうすれば、みんなでできる？

B高等学校では、社会への出口として、自立に向けた違いを認め合う集団づくりに取り組んでいます。年度初めの学校方針の確認、保護者との話し込み、子どもの情報共有のもと、全教職員が障がいのある子どもにかかわっています。子どもたちが自分の思いを語り合う場づくりも大切にしています。高等学校で初めて出会った子どもたちは、語ることを通して互いを知り、自己を振り返り、関係性を深めています。

どうすれば障がいのある子どもを含めたみんなが参加できるのか、障がいのある子どもの意思を聞きながら、体育祭のルールや文化祭での活躍できる場などについて考え、活動しています。

大阪府教育委員会作成 参考資料

- ◆「ともに学び、ともに育つ」支援教育のさらなる充実のために（H25）
- ◆障がいのある子どものより良い就学に向けてく市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック（H26）
- ◆「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について－「ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざして－（H27）